各都道府県警察の長 殿 (参考送付先) 庁内各局部課長 各附属機関の長 各地方機関の長 原議保存期間10年 (平成30年12月31日まで) 警察庁丙給厚発第34号 平成20年10月31日 警察庁長官官房長

「犯罪被害者等の支援に関する指針」の制定について

本日、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)に基づき、犯罪被害者等の支援に関する指針(平成20年国家公安委員会告示第25号。以下「指針」という。)が、別添のとおり告示された。

指針の趣旨、概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、指針に基づき、 警察による犯罪被害者等への支援が一層充実されるよう努めるとともに、民間の犯罪 被害者支援団体の活動の促進を図るための各種施策の推進に努められたい。

記

第1 趣旨

犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体(以下「民間犯罪被害者等支援団体」という。)による支援は、公的機関のみでは十分に対応できない部分についてきめ細やかな対応を行うことができ、公的機関に比べ個々の犯罪被害者等が抱える事情に即したより柔軟で迅速的かつ継続的な支援が行えるといった意義を有している。しかしながら、現状においては、多くの民間犯罪被害者等支援団体の活動基盤は脆弱であり、団体によって実施可能な支援活動の内容に相当の格差があるという問題が生じている。そのため、犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定)に基づく「支援のための連携に関する検討会」等においても、民間犯罪被害者等支援団体全体の全国的な事業水準の向上と一定レベル以上の支援の確保を図るべきとされた。

これを踏まえ、平成20年4月に改正された法において

警察本部長等による犯罪被害者等に対する援助の措置(法第22条第1項) に加え、

都道府県公安委員会による民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動促進の ための措置(法第22条第3項)

が規定された。

そこで、以上の2つの措置の適切・有効な実施を図るため、このたび、国家公安委員会において、指針を定めたものである(法第22条第4項)。

第2 概要

1 犯罪被害者等の支援に関する基本的事項 警察本部長等及び民間犯罪被害者等支援団体に共通して、犯罪被害者等の支援 を実施する際に留意すべき基本的事項を定める。

2 警察本部長等による援助に関する事項

上記1に加えて、警察本部長等による犯罪被害者等に対する援助を実施する際の留意事項を定める。

この点については、これまで「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」(平成14年国家公安委員会告示)によってきたところであるが、これを改め、新たに「民間犯罪被害者等支援団体との連携・協力」、「犯罪被害者等に対する情報提供及び相談体制の充実」等を追加した。

3 民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動の促進に関する事項 民間犯罪被害者等支援団体の活動の促進を図るため、都道府県警察においてと るべき措置の具体的な内容と、これを実施する際の留意事項を定める。

第3 運用上の留意事項

1 指針の対象範囲

指針の内容は、原則として犯罪被害者等の支援全般について妥当するものであって、法第2条第3項に規定する犯罪被害者又はその遺族に限定されるものではない。

2 教養の徹底等

犯罪被害者等と接する第一線警察官に対し、犯罪被害者等の支援を実施する際の留意事項についての教養を徹底するなどにより、指針に従った犯罪被害者等の 支援が組織全体として実施されるように配慮すること。

3 民間犯罪被害者等支援団体の自主性の尊重

都道府県公安委員会による助言、指導等の措置は、民間犯罪被害者等支援団体の自主的な活動の促進を図るために行われるものである(法第22条第3項)ことから、これらの措置を実施する際には、民間犯罪被害者等支援団体の自主性を尊重し、その自由な活動の妨げや過度の負担となることがないようにしなければならない。

4 地方公共団体との連携

途切れることのない犯罪被害者等の支援を実施するため、民間犯罪被害者等支援団体のみならず、都道府県、市町村をはじめとする関係機関、団体との連携体制の確保・充実に努めること。また、民間犯罪被害者等支援団体の人的・物的基盤の充実を図るためには、地方公共団体の役割が重要であり、各都道府県の実情を踏まえつつ、所要の働き掛けを行うこと。

5 積極的な広報啓発活動の実施

犯罪被害者等の支援やその意義が、地域や世代を問わず広く社会に周知されるよう、民間犯罪被害者等支援団体等とも連携の上、中学校・高等学校における授業、大学生を対象とした講義や地域における各種会合における講演等様々な機会を利用して広報啓発活動を行うこと。